

令和2年4月18日

公益財団法人広島県体育協会会長 様

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部長  
広島県知事 湯崎 英彦

改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項等に基づく  
施設の使用制限及び催物の開催の停止等への協力要請について（依頼）

令和2年4月16日、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本県を対象区域に含む緊急事態宣言が出されました。

これを受けて、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項等に基づき、対象施設の管理者等に対して、別紙のとおり、4月22日からの施設の使用制限及び催物の開催の停止等への協力を要請しますので、貴協会の加盟団体、会員及び関係団体の皆様にお知らせくださるようお願いいたします。

担 当 地域政策局スポーツ推進課  
電 話 082-513-2641（ダイヤルイン）  
（担当者 河本）